施設提案募集型ネーミングライツ・スポンサー募集要項

１　目的

青森市では、市の保有する施設についての施設命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の付与を通じて、民間活力を積極的に活用し、新たな財源の確保に努めるとともに、企業等の地域貢献を促進するため、青森市市有施設命名権制度の実施に関する要綱に基づき、民間事業者等からネーミングライツ事業を行う施設に係る提案を募集します。

２　対象施設

　　スポーツ施設、文化施設、公園など不特定多数の市民が利用する公共施設を対象とします。ただし、市庁舎や学校など、施設の性格上、ネーミングライツの導入が適当でないと市が判断するものは対象外とします。

※対象外とする施設例

○公用施設（庁舎・支所・消防署・企業局等）○小・中学校　○保育所等　○病院

○公園（名称に歴史的な由来があるもの）○観光施設（愛称が定着しているもの）

３　ネーミングライツ期間（契約期間）

※対象外とする施設例

・公用施設（庁舎・支所・消防署・企業局等）

・小・中学校　　・保育所等　　・病院

・公園（名称に歴史的な由来があるもの）

・観光施設（愛称が定着しているもの）

※対象外とする施設例

・公用施設（庁舎・支所・消防署・企業局等）

・小・中学校　　・保育所等　　・病院

・公園（名称に歴史的な由来があるもの）

・観光施設（愛称が定着しているもの）

※対象外とする施設例

・公用施設（庁舎・支所・消防署・企業局等）

・小・中学校　　・保育所等　　・病院

・公園（名称に歴史的な由来があるもの）

・観光施設（愛称が定着しているもの）

　　原則として、３年以上５年以下の期間で提案してください。ネーミングライツの開始時期は、市民への周知期間や導入準備に要する期間を踏まえて協議することとします。

４　ネーミングライツ料（命名権料）

　　ネーミングライツ料は、金銭のみならず、役務の提供等（清掃、設備の提供、施設の改修等）での提案も受け付けます。ネーミングライツ料の提案金額は、消費税及び地方消費税を除いた年額で提案してください。

　　契約時には、ネーミングライツ料に消費税及び地方消費税分を加算した金額を納付いただきます。

　　なお、施設、設備等に関する提案に基づき、整備したものについては、市の帰属とします。

５　愛称

（１）愛称に係る条件

　　①愛称に、企業名又は商品名、ブランド名などを付けることができます。（ただし、企業名等のみの表示は不可。）

②青森市広告取扱要綱に規定する制限を基本とします。

③愛称には、都道府県及び本市以外の市区町村名を使用しないことを基本とします。

　　④契約期間内の愛称変更は、原則としてできません。

　　⑤市民に親しまれ、かつ、市民に誤解を与えることのない愛称としてください。

⑥その他愛称として設定することが適当でないと認められるものは対象としません。

　　　※愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正は行いません。

※参考：青森市広告取扱要綱　第３条

（広告掲載の制限）

第３条　次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

　(1)　公用財産等の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの

　(2)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第２条に掲げる営業に該当するもの

　(3)　政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの

　(4)　公の秩序又は善良の風俗に反するもの

　(5)　その他公用財産等に掲載する広告として妥当でないと認めるもの

（２）愛称表示場所

　　愛称表示可能場所は、市と協議することとします。

（３）愛称表示に伴う費用負担

看板の作成、設置、改修、撤去及び原状回復に係る費用は、ネーミングライツ・スポンサーの負担とします。

（４）愛称表示の変更

本市パンフレットや封筒等の印刷物、ホームページの表示変更などは市が行いますが、既存の印刷物からの移行時期などは別途協議します。

（５）愛称使用開始時期

　　市とネーミングライツ・スポンサーとの協議により決定します。

（６）愛称の普及

　　ネーミングライツ・スポンサー正式決定後、法人名、施設の愛称、ネーミングライツ料等について、マスコミに公表し、広く愛称の普及、定着に努めます。（愛称が定着するまで条例上の名称を併記する場合もあります。）

６　看板等の設置に係る条件

看板等を設置する場合は、その大きさについては、法令、青森市屋外広告物条例、青森市屋外広告物条例施行規則等や施設構造により、一定の配慮が必要となるとともに、デザイン案の段階で事前協議が必要となります。

７　応募資格

応募資格を有する者は、法人とします。ただし、次の各号に該当するものは除きます。

①法令に違反しているもの

②法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税を滞納しているもの

③市から指名停止を受けている期間中のもの

④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団

⑤貸金業法（昭和58年法律第32号）第２条第１項に規定する貸金業を営むもの

⑥青森市広告取扱要綱第３条に規定する制限業種及び事業者

　⑦前各号に掲げるもののほか、市のネーミングライツ・スポンサーとしてふさわしくないと市が認めるもの

８　提案について

（１）１者で複数の施設に係る提案をすることができます。

（２）提案の内容について、必要に応じてヒアリングを実施します。また、追加資料の提出を求めることがあります。

（３）軽微な修正を除き、提出された書類の内容は変更できません。（ただし、審査の結果などに基づく、協議による修正を妨げるものではありません。）また、提出された提案書等は返却いたしません。

（４）提案を途中で辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

（５）提案書に虚偽の記載があったことが判明した場合には、失格となります。

９　応募手続

（１）事前相談

施設提案募集型によるネーミングライツの提案を行う際は、対象施設であるか否か、その他の条件があるかなどの確認も必要となりますので、応募前に必ず「事前相談書」（様式１）を「14申込先・問合せ先」の担当課へ提出し相談を行ってください。

（２）応募受付期間

　　　随時受け付けます。

　　※土・日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く午前8時30分から午後5時まで

　　　提案書の受理は、毎月末に当月分を受付後、市のホームページで、応募があった旨を概ね１か月間告知して、当該告知期間中に競合する応募があった場合は、当該競合する応募者の提案書も併せて審査手続を行います。応募があった施設については命名権者選定会議を開催し、優先交渉権者を決定します。

　　　希望する契約期間開始日は、応募する月から６か月以内とします。

　　※ただし、優先交渉権者を決定する選定会議開催や契約手続により、応募から契約開始まで２～３か月程度時間を要しますので、ご了承ください。

（３）応募方法

　 別添提案書（要押印）に必要書類を添付の上、持参又は郵便書留により提出してください。

　【必要書類】

　　①ネーミングライツ・スポンサー提案書（様式２）

②印鑑証明書

　　③会社概要及び直近３か年の決算報告

　　④直近３か年の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書

⑤登記事項証明書（商業登記簿謄本など）

⑥地域貢献や文化活動等に対する支援の実績及び今後の計画（様式３）（任意様式可）

　　⑦その他市が必要と認める資料

（４）留意事項

　　ア　提案に当たっての費用及び契約締結に係る費用については、提案者の負担とします。

　　イ　必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。

　　ウ　提出書類等は返却しません。

　　エ　提出書類等は関係機関に意見を聞く目的でも使用することがあります。また、青森市情報公開条例に基づき開示することがあります。

　　オ　提案の申込みは「14申込先・問合せ先」の担当課で受け付けますが、受付後は、提案のあった施設を所管する部署において所定の事務を執り進めますので、連絡等は所管部署より行うこととなります。

10　選定方法・選考基準等

　　命名権者選定会議において、提案金額、提案期間、愛称及び地域貢献などを総合的に判断して優先交渉者を選定します。

　　また、類似施設の事例をもとに、実施されるイベントの内容や利用者数、メディアへの露出状況等を勘案し、施設ごとに最低価格を設定します。

なお、応募が１者であっても、市のネーミングライツ・スポンサーとしてふさわしいかどうか審査し、選定会議において優先交渉者とするか選定します。

11　契約の締結

（１）契約の締結

市は、ネーミングライツ・スポンサー候補者と締結に向けた協議を行い、合意が成立した場合は速やかに契約を締結するとともに、ネーミングライツを導入する施設名、愛称名、ネーミングライツ・スポンサー名、ネーミングライツ料について公表します。

　　　なお、ネーミングライツ・スポンサー候補者との協議の結果、契約に至らなかった場合には、次点候補者と契約締結に向けた協議を行うものとします。

（２）契約保証金

　　ア　契約締結時には、金銭で契約を締結する場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。

役務の提供で契約を締結する場合は、提案時に役務を金額に換算した金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付を免除されたときはこの限りではありません。

　　イ　契約保証金には、利息を付さないものとします。

（３）契約保証金の返還等

金銭で契約を締結した場合は、契約金額の完納後返還します。また、両者の協議において、契約金額に充当することも可能とします。

役務の提供で契約を締結する場合は、契約期間終了後に返還するものとします。

（４）支払方法

金銭で契約を締結した場合は、一括又は分割により指定された期日までに納付してください。

12　ネーミングライツ・スポンサーの候補者資格・決定の取消、契約の解除

　　ネーミングライツ・スポンサー候補者資格を得た後、若しくはネーミングライツ・スポンサーに決定した後において、応募資格要件を欠くこととなったとき、又は社会的信用を損なう行為により施設等のイメージが損なわれる恐れがある場合など、ネーミングライツ・スポンサーとして適当でないと認められるときは、市はネーミングライツ・スポンサーの決定の取消及び契約の解除をできることとします。

　　その場合、原状回復に必要な費用は応募者又は現行ネーミングライツ・スポンサーの負担とします。

13　その他

（１）提案いただいた施設が、現在指定管理対象施設である場合には、事前に指定管理者と協議を行い、承諾を得た場合にのみ、ネーミングライツ導入の手続を進めることとなります。

（２）契約を締結したネーミングライツ・スポンサーは、次回の協定の際に優先的に交渉することができます。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。

（３）審査の結果、採用されなかった提案については、その内容は公表しません。

14　申込先・問合せ先

　　担当：青森市企画部行政資産経営課

　　電話：017-718-2637（直通）

　　FAX：017-718-1890

　　HP：http://www.city.aomori.aomori.jp/

Ｅ-mail：gyoseishisan-keiei@city.aomori.aomori.jp

※内容についてのお問合せは、「質問書」（様式４）により、郵送、FAX又はE-mailで受け付けます。 質問に対する回答は、ホームページに掲載いたします。